

包括外部監査契約に係る監査調書等の取扱いに関する覚書

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷市包括外部監査人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、包括外部監査契約（以下「契約」という。）の履行にあたり、監査調書等の取扱いについて次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、情報の漏洩及び散逸防止についてルール化することにより、監査の実施にあつての機密性を確保し、もって公正で信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

（監査調書等）

第2条 監査調書等とは、乙が実施する監査の過程において、乙が甲から入手した文書及び資料並びに乙が作成した文書及び資料の全てをいう。

（外部監査人及び補助者の義務）

第3条 乙及び乙の補助者は、善良な管理者の注意をもって監査調書等を取り扱い、及び保管しなければならない。

2 乙及び乙の補助者は、監査の実施にあたり知り得た秘密を理由の有無を問わず漏洩してはならない。また、秘密以外の情報も正当な理由なくして第三者に提供してはならない。

3 乙及び乙の補助者は、監査の目的以外に監査調書等を利用してはならない。

4 前3項の規定は、契約の期間の終期後においても遵守されなければならない。

（監査調書等の保存）

第4条 監査終了後、全ての監査調書等は乙の責任において保存するものとする。

2 乙は、監査調書等を契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。ただし、甲と乙との協議により、乙が保存することを要しないとされたものについては、この限りでない。

3 乙は、甲の許可なく保存する監査調書等の全部又は一部を第三者に示してはならない。

4 乙は、監査調書等の保存にあつては、第三者の目に触れない場所で保存し、施錠等により漏洩及び散逸防止のため十分な策を講じなければならない。

（提示）

第5条 乙は、乙の業務の正当性を証明するために監査調書等の提示を求められたときは、速やかにこれを提示しなければならない。

（事故等の報告）

第6条 乙は、監査調書等の保管及び保存に際して盗難等事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様と

する。

(廃棄)

第7条 乙は、第4条第2項に規定する保存期間経過後に監査調書等を廃棄するときは、シュレッダー処理等により情報の漏洩及び散逸を防止しなければならない。

(電子情報)

第8条 乙及び乙の補助者は、甲から提供を受けた個人情報等秘密にすべき情報を、インターネット等の通信回線による電子メール等で通信してはならない。

2 乙は、監査が終了した後、乙及び乙の補助者が使用したコンピュータ等電子機器本体内に存在する監査調書等の全てをCD-R等の記録媒体に保存し、電子機器本体内のデータは全て消去しなければならない。

3 前項の記録媒体は、第3条から前条までの規定に基づき取り扱うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの覚書に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

(個人情報)

第10条 この覚書の規定によるもののほか、個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるものとする。

この覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長 伊 東 香 織

乙 ○○○○○○

倉敷市包括外部監査人 ○○○○